

鬼北町オープンデータ利用規約

鬼北町（以下「町」といいます。）ホームページ上でオープンデータとして公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、どなたでも以下の1から6に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては、本利用ルールは適用はなく自由に利用できます。

コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

1. 出典の記載について

- (1) コンテンツを利用する際は出典を記載してください。
- (2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも鬼北町が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

2. 第三者の権利を侵害しないようにしてください

- (1) コンテンツの中には、第三者（鬼北町以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
- (2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。
- (3) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

3. 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

4. 準拠法と合意管轄について

- (1) 本利用ルールは、日本国法に基づいて解釈されます。
- (2) 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、日本国松山地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5. 免責について

- (1) 町は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。
- (2) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

6. その他

本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。